

銀行・事業会社の分離と結合 英米における展開

富士常葉大学 内田聡

<要旨>

1. わが国では、イトーヨーカ堂など事業会社による銀行業への参入計画()を機に、そのルールの方策が当面の課題である。一方で中長期的には、金融システムの変容なども念頭に、)へ限定されない銀行・事業会社の分離と結合の論議が必要になる。

「イギリスでは参入が認められ、アメリカでは禁止された」という観点から、欧州の実態に関心が向いている。アメリカにも参入の経験があり、その事例は検討に値すると考えられ、持株会社形態の結合という点でも興味深い。

本報告は、わが国への問題提起や資料提供を目的に、OECD 諸国・EU の分離と結合の制度を整理し、英米における現状・行方を明らかにするものである。

2. OECD 諸国の結合制度は様々だが、銀行による事業会社の株式保有()、その逆()へ類型化できよう。多くの国で、銀行の健全性維持と経済力の集中防止から)が制限されるのに比べ、)の規制は相対的に緩やかだがその事例は一般的ではない。

3. イギリスでは、1997年・98年に2つの大手スーパーが、デビット・カードの手数料削減、顧客利便の追求などを目的に、銀行と共同出資の子会社で銀行免許を取得した。

は1987年銀行法で禁止されないが、保有割合の段階に応じ監督当局への事前通知が必要とされ、銀行株主としての適合性(fit and proper)や株式保有の意図が問われる。ただし、事業会社ゆえの特別な規制などは存在しない。

監督当局はスーパーへの免許付与に際し多くの懸念を表明したものの、現在では銀行業の競争促進へ一定の効果を認めている。

4. アメリカでは、銀行・事業会社は分離されているが、事業会社が単一貯蓄金融機関持株会社(UTHC)を通じ事実上、銀行業へ参入している。UTHCでは制度的に適合性を問えないため、系列間取引たとえば非銀行企業への貸出が禁止される。UTHCは99年の金融制度改革で既得権を除き禁止されたが、これらの運営のもと監督当局から一定の評価を得ている。

90年代後半、結合法案(持株会社による双方向参入、)が連邦議会で活発に審議され、系列間取引が焦点の1つだった。また、同法案は銀行の競争力強化・制度間競

争への対応を目的とし、銀行側からも結合を考えた点に特徴がある。

5. 英米2国だけでも、法律・制度・銀行市場などの相違ゆえ、結合形態や議会・当局の判断も様々である。一方、銀行業参入への背景には、情報技術革新の進展によるコストの低下などが存在する。将来的には結合が選択肢でなく、(全面的でないが) 不可避な状態から、金融システムの再構築が必要になるかもしれない。

わが国では、決済専門銀行やインターネット銀行などが計画されているが、金融システムの現状認識と将来像を踏まえた論議・判断が肝要であろう。

<質疑応答>

<質問> 討論者：早稲田大学・立脇和夫氏：異業種の銀行業参入について、なぜイギリスとアメリカで対応が逆方向になったのか。また、金融再生委員会・監督庁のいわゆるガイドラインをどのように評価するか。

<回答> ループホール(UTHC)の封じ込めをもって、アメリカの銀行・事業会社への姿勢と判断するには違和感がある。同国でも今後、結合が技術的・戦略的にも検討課題の1つになる可能性が高いのではないか。

異業種の銀行業参入につき、参入規準と容認系列間取引との対応関係を明らかにする必要がある。また、銀行の事業会社株の保有については、5%ルールの緩和でなく、保有総額を自己資本の一定範囲で認める制度が望ましいだろう。

<質問> 早稲田大学・北村歳治氏：銀行・事業会社の関係という視点とは別に、financial conglomerateの観点からは欧州(含む英国)の動きをどう捉えているか。

<回答> financial conglomerateの動向や論議の中心はもちろん金融内だが、法制度やシステムの変化から、事業会社との関係という視点も重要であろう。